

目的：食品寄贈への挑戦

- ・ 社会・経済・環境面における「持続可能な開発」をめざす中で、食糧システムが及ぼす影響は、近年特に大きくクローズアップされている。
- ・ 食品ロス削減推進法は、「まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人々に提供することを含め、できるだけ食品として活用するようにしていくことが重要」としている。
- ・ 地域に貢献しようとする企業が自らできることに挑戦する、また、食品は、大切な生命をいただき、様々な人によって誰かのために作り届けられるものであるから、誰かの命につなげていく、そうした理念を食品寄贈を通じて実現していきたい。

総論：本ガイドライン検討の基本的な考え方

食品産業が寄贈に取り組む際に一定のルールが必要

食品寄贈が選択肢の一つとなり、標準化することを目指す。

- ・ フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き（農林水産省）に準拠しつつ、関係者間での合意書作成例や衛生管理などについて寄贈事例を共有しながら検討

各論：めざすガイドラインの内容について検討した事項

- ・ 対象となる主体の整理…寄贈元主体毎の対応ルール形成が必要。
- ・ 対象となる食品の整理…対象となる食品を現在寄贈が行われている食品以外へ拡大することを視野に検討。
 現状寄贈されている食品：一般家庭用の常温品の一部と防災備蓄食品などが主流。
 今後条件等が整えば寄贈の可能性がある食品：業務用、一般家庭用、防災備蓄食品の3種類、それらについても常温品と冷蔵・冷凍のもの、
 →対象となる食品の取り扱いを定め、安心して寄贈できる仕組み作りに取り組むことが重要。
 三温度帯管理の必要な食品などが適切に寄贈できる方策、寄贈する側・受け取る側双方の役割と責任を明文化など。
 →食品表示に関する論点：①特定原材料を含む食品に関する基本的な表示 ②期限表示（賞味期限と消費期限） ③印刷ミス等により発生する食品ロスの取扱い
- ・ 寄贈のプロセスと適応範囲：中間組織としての機能を通じた寄贈を想定
 寄贈に当たっての主な手続き：事前手続きと寄贈時・寄贈後の2段階が考えられる。
 合意形成プロセスにおける検討事項：寄贈を決定する者と所有権を有する者が異なる場合があり、現時点では、PB/NB/その他に関わらず免責の問題や信義則上、最終的にメーカーの同意を得る必要がある可能性が高いのではないかと。
 受け取り側の情報の事前共有：寄贈する側と受け取る側との円滑なマッチングは今後の課題
- ・ ガイドライン策定に当たっての課題：
 リスクマネジメント ①法令・免責の問題 ②転売リスク ③レピュテーションリスク
 コストマネジメント ①輸送コスト等 ②冷蔵・冷凍庫の設置 ③会計上の取り扱い ④食品提供にまつわる税制上の取り扱い

考察：課題解決に向けて

- 現行法制下で食品企業が食品寄贈をする際に法的リスクが一番の課題
 →食品安全に関する責任は、どこかで消えるものではないが、適正な管理ができる体制の構築とともに役割分担して責任を移行することは必須
- 責任の移行と合わせて、支援団体側での受贈者に届くまでの食品安全を実現するための体制の構築は重要
- 全てがボランティアでは持続する取組とすることは難しいため、体制の構築やロジスティクスのコストを支える公的資金も必要